

教えて あいおいくん！



福井's eye 「相続登記義務化から半年、手続きがより便利に！」

2024年4月に義務化された「相続登記」について改めておさらいしたいと思います。すでに半年が経過しましたが、皆さんの中にもまだ対応されていない方がいらっしゃるかもしれません。今回は義務化の影響、そして新しい制度のポイントについて簡単にご紹介します。ぜひ参考になさってください！



相続登記の義務化とは？

2024年4月1日から不動産の相続登記が義務化されました。この新しいルールでは、相続人がその事実を知ってから3年以内に、被相続人名義の不動産を相続登記しなければならないことになっています。もし登記しなければ、10万円以下の過料が科される可能性があります。



義務化の背景と影響は？

義務化の背景としては、九州本島の大きさに匹敵するともいわれる広大な登記簿を見ても所有者が分からない「所有者不明土地」の問題があげられます。管理が行き届かないことで治安や景観の悪化につながるかもしれません。また、行政の防災対策や開発などの妨げになることも指摘されています。

今回の法改正で皆さんの登記に対する意識が向いているためなのでしょうか、当事務所には名義変更や表題登記など「登記」関連全般の相談が増えています。また、相続などで取得した不動産を空き家にさせないよう売却や活用を積極的に考える方が多くなってきました。



相続人申告登記制度の導入

相続登記をすぐに申請できない人向けに「相続人申告登記」制度が新たに設けられました。これにより、過料を免れるための措置が取れるようになっていますが、当事務所に寄せられた相談件数はまだ少ないのが現状です。



戸籍法改正による広域交付制度の開始

2024年3月1日から、戸籍証明書の広域交付制度が始まりました。これにより、直系親族の戸籍証明書を1つの窓口で請求できるようになり、非常に便利な制度です。

※請求できるのは本人の戸籍のほか、直系親族（祖父母・曾祖父母、両親、子、孫・ひ孫）の戸籍（除籍）謄本です。

以前は、本籍地の自治体に出向くか郵送での請求が必要でしたが、現在はご本人が最寄りの役所に出向くことで、全国どこでも戸籍証明書をまとめて取得できます。